

府中市の印刷物等に掲載する有料広告掲載取扱いに関する要綱

平成18年11月21日府中市告示第168号

平成26年1月22日府中市告示第 4号

平成31年 3月19日府中市告示第 45号

令和 7年 3月25日府中市告示第 43号

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市（以下「市」という。）が掲載する有料広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、行財政改革の一環として、市の資産等を広告媒体に活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、新たな自主財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体

広告を掲載することができる広告媒体は、次に掲げるとおりとする。

ア 広報ふちゅう

イ 市のホームページ

ウ その他市長が広告掲載を認めるもの

(2) 広告掲載

広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告掲載の基準)

第4条 掲載できる広告は、市民生活に関連したものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの

(2) 法令の規定に違反するおそれのあるもの

(3) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの

(4) 政治活動又は宗教活動に係るもの

(5) 社会問題、意見広告又は個人の宣伝に係るもの

(6) 内容又は責任の所在が不明確なもの

(7) 虚偽若しくは誇大であるもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれのあるものその他消費者被害の防止及び拡大の防止の観点から適当でないもの

もの

- (8) 青少年の保護及び健全育成の観点から適当でないもの
- (9) 市税等の滞納のある者の宣伝に係るもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市の印刷物等に掲載することが適当でないと市長が判断したもの

2 前項各号の細目的基準は、市長が別に定める。

3 市長は、前2項の規定により掲載できると判断された広告について、スペース等の事情により全ての掲載が困難である場合は、次に掲げる基準により掲載の優先順位を決定することができる。ただし、当該基準によっても優先順位の決定が困難と認められる場合は、抽選により決定する。

- (1) 第1順位 公社、公益法人又はそれに類するものによる広告
- (2) 第2順位 市内に本社・本店を有する私企業による広告で市民の日常生活に関係すると認められるもの
- (3) 第3順位 市内に支社、支店、営業所等を有する私企業による広告で市民の日常生活に関係すると認められるもの

(広告の規格、掲載料等)

第5条 広告の規格、掲載料、掲載位置、件数その他必要事項は、広告媒体ごとに市長が別に定めるものとする。

(広告の募集方法等)

第6条 広告の募集方法、選定方法等については、広告媒体ごとに、必要に応じて市長が別に定めるものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載申込者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（別記様式第1号）に必要事項を記入し、掲載しようとする広告の原稿を添えて、指定期日までに市長に提出するものとする。

(広告掲載の決定等)

第8条 前条に規定する広告掲載の申込み（以下「掲載申込み」という。）が提出されたときは、次条に定める広告審査会の審査を受けるものとする。

- 2 掲載申込みが募集件数に満たないときで、申込者が2以上の広告掲載件数を希望するときは、これを認めるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する広告審査会の審査結果を参考として、速やかに掲載の可否を決定するものとし、その結果を申込者に広告掲載決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。
- 4 広告掲載通知書を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿を提出しなければならない。

(広告審査会)

第9条 広告掲載の内容及び広告掲載の方法を変更する等の場合で、広告掲載に疑義を生じたときは、広告審査会に対し、当該広告掲載についての審査を求めるものとする。

2 広告審査会は、総務部長、総務部総務課長、総務部企画財政課長及び会計課長をもって組織する。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、市の指定する期日までに一括納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第11条 広告掲載の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿の作成諸経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき。
- (2) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3) 掲載する広告が、発行上支障となるとき。
- (4) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (5) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事をおこしたとき。
- (6) 第4条第1項各号に規定する基準に抵触することが判明したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第13条 市長は、広告掲載を決定した後に、広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載できなかったときは、広告掲載料を還付するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、有料広告掲載取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年11月21日府中市告示第168号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年2月10日府中市告示第15号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年1月20日府中市告示第4号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月19日府中市告示第45号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日府中市告示第43号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第8条関係）

府中市有料広告掲載申込書

年 月 日

府中市長 様

申込者 住 所
名 称
代表者職・名前
業 種 名
電 話 番 号
担当者職・名前

府中市有料広告掲載取扱いに関する要綱第8条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

- 1 広告媒体 ア 広報ふちゅう(掲載希望月日を記入し、号数に○印をしてください。)

月 日 1号 2号	月 日 1号 2号	月 日 1号 2号	月 日 1号 2号
月 日 1号 2号	月 日 1号 2号	月 日 1号 2号	月 日 1号 2号

イ その他(具体的に記入)
(掲載希望の記号に○をつけてください。)

- 2 広告原稿 別紙のとおり

- 3 添付書類 申込者の業務内容等を明らかにする書類

- 4 同意事項 (1) 広告掲載の内容に関する責任は、申込者が負うものとする。
(2) 版下原稿の作成諸経費は、申込者の負担とする。
(3) 市は、次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができるものとする。また、掲載を取り消されても不服申し立てはしないものとする。
ア 指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき。
イ 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
ウ 掲載する広告が、発行上支障となるとき。
(4) 市は、広告掲載料の納付後に、申込者の責めに帰さない事由により広告を掲載できなかったときは、広告掲載料を還付するものとする。

別記様式第2号（第8条関係）

府中市有料広告掲載決定通知書

年 月 日

住 所
名 称
代表者職・名前

様

府 中 市 長

年 月 日付で申込の府中市有料広告掲載につきましては、府中市
有料広告掲載取扱いに関する要綱の規定により、次のとおり決定しましたので通知
します。

1 広告媒体 (1) 広報ふちゅう
(2) 市のホームページ
(3) その他(具体的に記入)

2 掲載可否 (1) 掲載する
(2) 掲載しない
(理由:)

3 掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで
(又は)

4 掲 載 料 円

5 期 限

(1) 掲載料の納付期限 年 月 日まで
(別添の納付書にて納付してください。)

(2) 版下原稿の提出期限 年 月 日まで